

保体第 448 号
小 第 1743 号
企調第 663 号
令和 2 年 2 月 27 日

市町村教育委員会教育長
市町村立学校（園）長
私立学校設置者 殿
私立学校（園）長
富山大学人間発達科学部附属学校長
教育事務所 長

富山県教育委員会教育長
富山県総合政策局長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等への対応について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、本県においても発生に備えるとともに、県内発生後でも感染拡大をできる限り抑えることが重要です。

つきましては、今後、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業等の措置も視野に入れ、下記の事項について学校（園）に周知いただくとともに、感染拡大防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、県立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業等については、別紙のとおり取り扱うこととしますので、本取扱いを参考として、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 次のことについて、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）、保護者及び教職員等に周知すること。

（1）感染拡大防止対策の実施について

- ① 毎朝、家庭において登校前に健康状態を確かめ、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養すること。
- ② 手洗いやマスクの着用を含む咳エチケット、教室等の換気などの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ③ 人が集まる場所など、感染の可能性のある場所への不要不急の外出を控え、感染の予防に努めること。
- ④ 次の症状が出た場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ相談してから受診すること。
 - ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

（2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、学校（園）の臨時休業を行う場合があること。

- 2 臨時休業や出席停止の措置を講ずる場合においては、次の事項に配慮すること。
- (1) 保護者との連絡体制を点検・確認し、必要な情報の共有を図るとともに、自宅待機となった児童生徒等について、その間の健康状態を毎日確認し、健康状態の把握に努めること。
 - (2) 臨時休業中において学習の著しい遅れが生じることのないよう家庭学習を適切に課すこと。
 - (3) 新型コロナウイルスに感染した児童生徒等に対する偏見が生じないよう、十分配慮した指導を行っていくこと。

【帰国者・接触者相談センター】

相談先（感染症担当）	電話番号（直通）	所管市町村
新川厚生センター	0765-52-2647	黒部市、入善町、朝日町
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359	魚津市
中部厚生センター	076-472-0637	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡厚生センター	0766-26-8414	高岡市
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666	射水市
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780	氷見市
砺波厚生センター	0763-22-3512	砺波市、南砺市
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070	小矢部市
富山市保健所	076-428-1152	富山市

【事務担当】

県教育委員会保健体育課 TEL：076-444-3445

県教育委員会小中学校課 TEL：076-444-3449

総合政策局企画調整室 TEL：076-444-3159

県立学校における新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の取扱い

新型コロナウイルス感染症については、感染の広がりや重症度などの状況が日々変化していることを踏まえ、当面の取扱いとして次のとおり定める。

1 学校の臨時休業の措置について《感染発生初期》

校内において児童生徒等及び教職員等に感染者が発生した場合には、感染拡大の防止を図る観点から、次の措置を実施する。

原則、感染した児童生徒等が登校（教職員等が出勤）しなくなった日の前日から起算して14日間の休校とする。

2 児童生徒等の出席停止等の取扱いについて

① 児童生徒等本人が感染した場合

学校保健安全法第19条に基づき、治癒するまで出席停止とする。

② 児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。その出席停止期間は、新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。

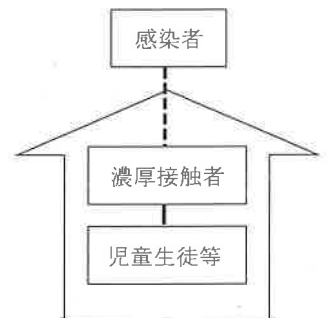
なお、この場合において、児童生徒等が無症状のときであっても、検査を受けることが望ましいことを周知する。



③ 児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合は、児童生徒等が無症状の場合であっても「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。その出席停止期間は、家族等が新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間とする。

なお、当該期間内に家族等に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、児童生徒等が家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して、さらに14日間の期間を延長する。



④ 上記①、②及び③以外の場合

上記①、②及び③以外の場合であって、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

指導に従い、児童生徒等が自宅休養した場合の出欠の取扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができる。

なお、新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とするときの目安は次のとおりとする。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

3 教職員等の出勤の取扱いについて

教職員等の出勤の取扱いは、上記2に準じた対応とする。

保体第 448号
県 第 856号
令和2年2月27日

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等への対応について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、本県においても発生に備えるとともに、県内発生後でも感染拡大をできる限り抑えることが重要です。

つきましては、今後、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業等の措置も視野に入れ、下記の事項について周知いただくとともに、感染拡大防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、県立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業等については、別紙のとおり取り扱うこととしますので、本取扱いに基づき、適切に対応いただくようお願いします。

記

1 次のことについて、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）、保護者及び教職員等に周知すること。

(1) 感染拡大防止対策の実施について

- ① 毎朝、家庭において登校前に健康状態を確かめ、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養すること。
- ② 手洗いやマスクの着用を含む咳エチケット、教室等の換気などの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ③ 人が集まる場所など、感染の可能性のある場所への不要不急の外出を控え、感染の予防に努めること。
- ④ 次の症状が出た場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ相談してから受診すること。
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、学校の臨時休業を行う場合があること。

- 2 臨時休業や出席停止の措置を講ずる場合においては、次の事項に配慮すること。
- (1) 保護者との連絡体制を点検・確認し、必要な情報の共有を図るとともに、自宅待機となった児童生徒等について、その間の健康状態を毎日確認し、健康状態の把握に努めること。
 - (2) 臨時休業中において学習の著しい遅れが生じることのないよう家庭学習を適切に課すこと。
 - (3) 新型コロナウイルスに感染した児童生徒等に対する偏見が生じないように、十分配慮した指導を行っていくこと。

【帰国者・接触者相談センター】

相談先（感染症担当）	電話番号（直通）	所管市町村
新川厚生センター	0765-52-2647	黒部市、入善町、朝日町
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359	魚津市
中部厚生センター	076-472-0637	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡厚生センター	0766-26-8414	高岡市
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666	射水市
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780	氷見市
砺波厚生センター	0763-22-3512	砺波市、南砺市
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070	小矢部市
富山市保健所	076-428-1152	富山市

【事務担当】

県教育委員会保健体育課 TEL：076-444-3445

県教育委員会県立学校課 TEL：076-444-3450

県立学校における新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の取扱い

新型コロナウイルス感染症については、感染の広がりや重症度などの状況が日々変化していることを踏まえ、当面の取扱いとして次のとおり定める。

1 学校の臨時休業の措置について《感染発生初期》

校内において児童生徒等及び教職員等に感染者が発生した場合には、感染拡大の防止を図る観点から、次の措置を実施する。

原則、感染した児童生徒等が登校（教職員等が出勤）しなくなった日の前日から起算して14日間の休校とする。

2 児童生徒等の出席停止等の取扱いについて

① 児童生徒等本人が感染した場合

学校保健安全法第19条に基づき、治癒するまで出席停止とする。

② 児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。その出席停止期間は、新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。

なお、この場合において、児童生徒等が無症状のときであっても、検査を受けることが望ましいことを周知する。

③ 児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合は、児童生徒等が無症状の場合であっても「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。その出席停止期間は、家族等が新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間とする。

なお、当該期間内に家族等に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、児童生徒等が家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して、さらに14日間の期間を延長する。

④ 上記①、②及び③以外の場合

上記①、②及び③以外の場合であって、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

指導に従い、児童生徒等が自宅休養した場合の出欠の取扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができる。

なお、新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とするときの目安は次のとおりとする。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

3 教職員等の出勤の取扱いについて

教職員等の出勤の取扱いは、上記2に準じた対応とする。

